

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則を次のとおり制定する。

平成17年4月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 細則第8号

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程（以下「非常勤職員給与規程」という。）第16条の規定に基づき、非常勤職員の給与の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2条 非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に規定する時間給算出に当たって定める「別に定める1週間当たりの勤務時間数」及びその取扱いは、次表に掲げるとおりとする。

職名	勤務時間数	時間給算出に当たっての取扱い
非常勤講師	10	
学校医	30	非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に定める算式中の「12」に特別給支給割合を加えることができるものとする。この場合において、同条第2項に規定する俸給表は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第8イの医療職俸給表(一)を適用するものとする。
上記以外の非常勤職員	40	

第3条 フルタイム契約職員（国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則第4条第1号に定めるフルタイム契約職員をいう。以下同じ。）のうち、国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第5に掲げる教職員と同様の職務を行う者で、かつ勤務日及び勤務時間が常勤職員とほぼ同様である者については、その者を常勤職員として採用した場合に受けることとなる俸給の調整額とこれに対する都市手当を合算した額を日給の算出の基礎となる額に加算することができる。

第4条 農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターのフルタイム契約職員として採用された者のうち、伐木、集運材又は育林等の林業関係業務を職務内容とする技能補佐員（雇用予定期間が6月以上の者で、かつ勤務日及び勤務時間が常勤職員とほぼ同様である者に限る。以下「林業技能補佐員」という。）で、かつ、扶養親族を有する林業技能補佐員については、非常勤職員給与規程第6条第3項第1号の算式を次の算式に読み替えて得られた額の範囲をもって日給とすることができるものとする。

$$((\text{俸給月額} + \text{都市手当} + \text{加算額}) \times 12) \div (40 \times 52) \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$$

2 前項に定める加算額は、次のとおりとする。

- 一 配偶者又は配偶者がいない場合の1人のみ 8,000円
- 二 前号の他2人までは1人につき 3,000円
- 三 前2号の他1人につき 1,000円

3 加算額の取扱いは、職員給与規程第25条の規定に準じて行うものとする。

第5条 この細則に定めるもののほか、非常勤職員の給与について必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。